

居宅介護支援事業所ケアセンターことり 運営規定

(事業の目的)

第1条 医療法人博仁会が開設する居宅介護支援事業所ケアセンターことり（以下「事業所」という）が行う 指定居宅介護支援事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、事業の提供に当たっては、次の事項に努めるものとする。

- 一 要介護状態になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように配慮すること。
- 二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮すること。
- 三 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業所に不当に偏することのないよう、公正中立に行うこと。
- 四 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名称 居宅介護支援事業所ケアセンターことり
- 二 所在地 高崎市下小鳥町 47 番地 4

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名 常勤兼務（介護支援専門員と兼務）
管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うと共に、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- 二 介護支援専門員 1名
常勤兼務 1名 （管理者と兼務）
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。
- 二 営業時間 午前 9 時から午後 5 時 30 分までとする。

(居宅介護支援の内容)

第6条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

- 一 居宅サービス計画作成
- 二 指定居宅サービス事業所との連絡調整
- 三 介護保険施設への紹介
- 四 要介護認定申請代行
- 五 利用者に対する相談援助業務
- 六 その他利用者に対する便宜の提供

(居宅介護支援の提供方法)

第7条 居宅介護支援の提供方法は次のとおりとする。

- 一 利用者からの相談を受ける場所は、利用者の居宅もしくは利用者の指定する場所または事業所の内の相談室とする。
- 二 使用する課題分析票の種類は MDS-HC 方式とする。
- 三 サービス担当者会議の開催場所は、利用者の居宅もしくは利用者の指定する場所または事業所の内の相談室とする。
- 四 事業所の介護支援専門員は、継続的に利用者の居宅を月1回以上訪問し、利用者の近況及び居宅サービス計画の実施状況を把握すると共に、利用者の相談にのるものとする。

(利用料等)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額とし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。

- 一 利用料金（別紙）
- 二 交通費 通常の事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護支援に要した交通費はその実費を徴収する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、高崎市内とする。

(事故発生時の対応)

第10条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(苦情処理・ハラスメントの処理)

第11条

- 一 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第4項において「指定居宅支援等」という）に対する利用者又はそのご家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するための必要な措置を講ずるものとする。
- 二 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提供若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若し

くは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力すると共に、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

三 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。

四 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力すると共に、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- 二 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- 三 その他虐待防止のために必要な措置

事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(身体拘束の禁止)

第13条 事業所は、利用者又は他人の生命、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又はその家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由とう必要な事項を記録するものとする。

(その他運営についての留意点)

第14条 事業所は介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1か月以内
- 二 継続研修 適宜研修を継続する
- 三 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 四 従業者であった者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 五 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、その完結の日（当該指定居宅介護支援を提供した日をいう）から最低5年間は保存するものとする。
- 六 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人博仁会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(事業継続計画)

第15条 業務継続計画（BCP）の策定等に当たって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定すると共にその計画に従い、必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第16条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等において、その対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

附則

この規程は、平成30年11月1日から施行する

この規程は、平成31年3月1日から施行する

この規程は、令和1年12月16日から施行する

この規程は、令和3年2月1日から施行する

この規程は、令和3年3月1日から施行する

この規程は、令和3年4月1日から施行する

この規程は、令和3年8月1日から施行する

この規程は、令和4年4月1日から施行する

この規程は、令和6年4月1日から施行する